

冬季特有災害を防止しましよう！

- 令和7年12月1日～令和8年1月31日：いわて年末年始無災害運動
- 令和7年12月1日～令和8年2月28日：冬季転倒災害防止対策強化期間

本県においては、例年、12月から2月にかけての寒冷期に発生する転倒災害や交通労働災害のうち、路面凍結等の冬季特有要因によるものが割合の多くを占めており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。特に岩手労働局管内では、転倒による労働災害が最も多く、過去10年の転倒災害の月別平均発生件数をみると、12月から2月の間に発生が集中しています。

また、年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季です。

これからやってくる冬に備えて、冬季特有の労働災害要因について把握するとともに、当該労働災害の発生を防止すべく、職場の安全衛生確保への意識高揚、労働災害発生対策の検討及び実施に積極的に取り組みましょう！

冬季特有災害の防止

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪降ろしの際の災害の防止
- ④火災・火傷の防止
- ⑤一酸化炭素中毒の防止
- ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑦作業時の保温・体操の実施
- ⑧その他の冬季特有災害の防止

岩手労働局 過去10年平均の月別転倒災害発生状況



① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

転倒でも死亡災害につながります！

【全国の労働災害】

・令和5年度 北海道

歩行でフリーペーパーの配達作業中、凍結した状態で雪がうっすら積もった玄関前の傾斜で足を滑らせ転倒し翌日死亡した。

・令和5年度 山形

歩行で新聞配達中、坂道を下ったところ、道路が凍結していたため転倒し、約11時間後に死亡。

・令和4年度 北海道

荷の配送先の駐車場で、運転してきた2tトラックの前方で倒れているところを近隣の者に発見された。屋外駐車場の路面が凍結しており、滑って転倒したものと推定される。

・令和3年度 福島

出勤のため、敷地内の駐車場から事務所に向かって歩いていたところ、前日に降った雪と路面の段差で足を滑らせて後方に転倒した。（災害発生から13日後に死亡）

【岩手労働局管内の労働災害事例】

・令和7年2月発生 畜産業 経験年数23年 66歳 男性 休業見込 3か月

駐車場から作業場である鶏舎へ歩いて移動中、路面に雪が積もっており、雪の下が凍結していることに気づかずに、その上を歩行したところ凍結路面により滑って転倒した。

・令和7年1月発生 木造家屋建築工事業 経験年数2年 24歳 男性 休業見込 1か月

新築戸建住宅の防水工事の施工のため、コーキング作業を行っており、足場の二段目付近での当該作業を終えた後、下層階で作業を行おうと、外階段を使用して下層階に移動しようとしていた際に、足を滑らせて階段の隙間から一番下の足場に落下したもの。階段には作業の前日から当日にかけて降った雪が積もっていた。

① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止（対策事例）

（1）事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。 ※令和4年度SAFEアワード 社会福祉法人東北福祉会の事例

社会福祉法人
東北福祉会
せんだんの杜

効果絶大!!
職員で作る転倒防止ハザードマップ

事業者名：社会福祉法人東北福祉会
業界・業種：医療・福祉
従業員規模：およそ550人
地域：東北／宮城

1. せんだんの杜の転倒事故事例

転倒

せんだんの杜の位置する仙台市青葉区国見ヶ丘は、市内でも比較的標高が高く、雪が多い地域。
朝・夕の通勤時等、通勤ルートや駐車場での転倒事故が多発しました。

2. せんだんの杜 転倒防止ハザードマップ

衛生委員会の取組で
ハザードマップ

過去の労災事例や、歩行以外の注意点も記載され、写真付きで実用的でした。

3. ハザードマップ活用の効果

- ◆設置場所
出退勤時利用する通用口の掲示版など職員が毎日利用する場所
- ◆効果
1) 職員が危険な場所を把握しやすくなりました。
2) ハザードマップを日々目にして、転倒防止の意識付けとなりました。
3) ハザードマップ設置後、職員転倒事故が減少しました。特に冬季の効果は絶大です。
- ◆付加価値
職員の代表者である委員が作成したこと、「職場からやらされている」ではなく「自分たちが作った」という当事者意識が育まれ、他の安全活動へも繋がりました。

4. 自分たちと会社で取り組む、安心・安全な職場作り

良い職場
良い職員
良いサービス
良い経営

職員と会社が一体的に取り組む良い職場作りを行い、より良いサービスへ繋げて行きたいと考えております。

【取組内容】

事業場が位置する場所は、比較的標高が高く、雪が多い地域。

朝・夕の通勤時等、通勤ルートや駐車場での転倒事故が多発

→衛生委員会で職員がハザードマップを作成

職場内及び通勤ルートにおける転倒危険箇所を写真付きでマップ化

→出退勤時に利用する通用口の掲示板など職員が毎日利用する場所にマップを設置

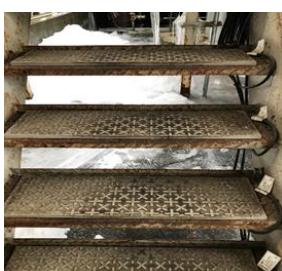
【取組の効果】

- ①職員が転倒危険箇所を把握しやすくなった。
- ②ハザードマップを日々目にして、転倒防止の意識付けとなった。
- ③ハザードマップの設置後、職員の転倒事故が減少。



令和5年度
SAFEアワード

（2）事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底



●取組ポイント

積雪・凍結路面により転倒の危険が高い通路を通行禁止とし、力ラーメン、バー、表示札で明示している。

●取組ポイント

・冬季期間中、電熱式融雪マットを階段に設置し、積雪・凍結による転倒災害を防止している。
・靴底取り付け型スパイクを配布し、屋外歩行時の転倒災害を防止している。

●取組ポイント

駐車場から通用口までにゴムマットを敷設し、凍結路面による転倒防止を図っている。



転倒災害防止対策事例集
盛岡労働基準監督署

① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止（対策事例）

（3）滑りにくい靴等の着用徹底

耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

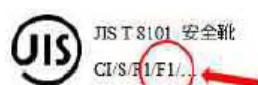
耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■プロスニーカーの場合 ■安全靴の場合

靴のべろ裏面の表示に、個装箱のJISマーク表示の近くに耐滑性のピクト表示があるか確認してください。



靴のべろ裏面の表示に、個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



ピン・金具付きの靴底



靴底に付いた金属のピンや金具が氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。

※カーペット等に金具やピンが引っかかってつまずいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- ・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



深い溝のある靴底



グリップ力が強いため、滑りにくくなっています。溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。

※溝が深くても靴底が固いと凍結路面では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。

つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

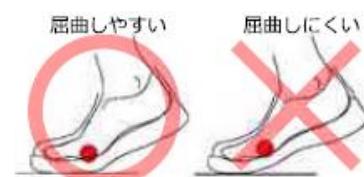
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまづきやすくなります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまづきの原因になります。



（4）作業時のヘルメットの着用

保護帽（ヘルメット）は労働安全衛生法第42条の規定に基づく「**保護帽の規格**」に適合した製品を使用しましょう！。

保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があることに注意！



※検定合格品には、検定合格標章が貼られています。

「**墜落時保護用**」の記載があるか確認しましょう！

② 車両等スリップ事故等の交通労働災害の防止

●関連する死亡労働災害

①【令和3年度 岩手】

営業活動のため、営業先に車で向かう途中、トンネル内で路面凍結のためスリップし、対向車線にはみ出して、対向車線を走行していた乗用車と正面衝突し死亡。

②【令和3年度 岩手】

重油配達のためにローリーを運転していたところ、道路を逸脱、縁石を乗り越えて立木に衝突し死亡。事故発生当時、道路は轍・積雪等で悪路であった。

③【令和3年度 岩手】

通勤時、凍結路面により前方を走行していた車が横転。当該車両との衝突を避けるためにブレーキを踏んだところ凍結路面にハンドルを取られ対向車線にはみ出してしまい、対向車に衝突し死亡。

●いわて年末年始無災害運動の実施事項

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
- (5) ブラックアイスバーンを予測した運転。
- (6) 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

交通労働災害防止のため のガイドライン



③ 雪降ろしの際の災害防止

●関連する死亡労働災害

①【令和4年度 岩手】

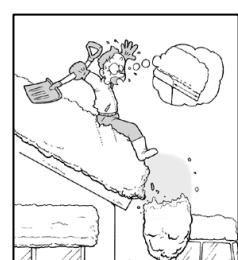
設備の不具合の調査のため、被災者が工場の屋根上に設置されたアンテナに向けて積雪した屋根上を歩行していたところ、屋根上の天窓を踏み抜き、コンクリート製の床に墜落し死亡。

②【令和2年度 岩手】

14時から屋根上で除雪作業を行っていた労働者2人が、20分後、約6m下の地面へ墜落し、うち1人が死亡。

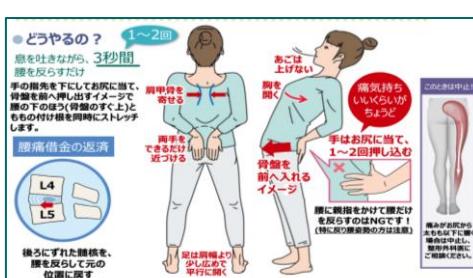
③【令和5年度 青森】

事業場敷地内において、除雪作業を行っていたところ腰部に痛みを感じた。



●いわて年末年始無災害運動の実施事項

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑りにくい靴・墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。



屋根雪下ろし 命綱固定アンカー ガイドブック



④ 火災・火傷の防止

●関連する死亡労働災害

① 【平成31年度 北海道】

除雪に使用するショベルローダーのバケット部分に雪を削る部品を取り付けるため、半自動溶接機を使用して溶接していたところ、溶接の火花が衣服に飛び火して、体全体に火が回り、消火器で自力で消化するも全身に熱傷を負った。（災害発生から約2週間後に死亡）

② 【平成30年度 茨城】

石油ストーブの間近で、エタノールを使用し椅子に座りながら製品の洗浄作業を行っていたところ、椅子に敷いてあった座布団がストーブに接触していたことから、座布団から身体に燃え移り重度の全身火傷を負った。（災害発生から約1ヶ月後に死亡）

●いわて年末年始無災害運動の実施事項

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。



東京消防庁 火災事例



工場・作業場



工事現場



事務所



倉庫

※各事例の教訓等から、出火原因や当該出火原因に応じた対策について確認できます。

⑤ 一酸化炭素中毒の防止

●関連する死亡労働災害

① 【平成31年度 大阪】

オークションで購入したトラックを引き取り、帰る途中に仮眠をとろうとしたが、トラックの暖房が利かなかつたため、トラックの箱台（箱車）に載せていた社用車のエンジンをかけ仮眠したところ、一酸化炭素中毒により死亡。

② 【平成29年度 富山】

午前6時ごろまで夜勤を行い敷地内駐車場に止めた自家用車へ移動したが、駐車場と車が積雪で覆われていたため、駐車場が除雪されるまでエンジンをかけた車内で待っていた。午後2時半頃、駐車場に止まっている車の中でぐったりしている被災者を発見し、その後死亡が確認された。自動車のマフラーが積雪で覆われ 車内に排気ガスが流入し一酸化炭素中毒となつたものであった。

●いわて年末年始無災害運動の実施事項

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむを得ず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じた上で使用する。



⑥ 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

●関連する死亡労働災害

① 【令和3年度 山形】

河川沿いの道路護岸の補強工事現場で、道路山側の上方約3 m付近の斜面から堆積した雪（幅5 m×長さ10m×深さ1 m）が全層雪崩となり、雪に埋もれた丁張をスコップで掘り起こす作業をしていた2人のうち1人が巻き込まれ、約30分後に救助されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

② 【昭和63年度 岩手】

幅2.1m深さ1.8mの掘削面において、用水路の送水管を布設作業中、凍結土砂がくずれパイプと土砂塊に腹部をはさまれた。（災害発生から7ヶ月後に死亡）

●いわて年末年始無災害運動の実施事項

（1）凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。

（2）融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。



斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン



斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの解説



土止め先行工法とは
土止め先行工法に関するガイドラインの要点

⑦ 作業時の保温・体操の実施

●関連する死亡労働災害

① 【令和2年度 島根】

夜中に道路除雪のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨連絡後行方不明になっていたが、13時間後倒れているところを発見された（道路脇に駐車した自家用車から600m先の除雪ドーザー駐車場所に向かって歩いていた。）。死因は凍死。深夜の気温は-3℃、積雪60cmであった。

② 【平成24年度 広島】

無線中継所の不具合の疑いのため、徒步で登山道から山頂付近の中継所を目指したが、途中で吹雪のために断念し、夕方に下山の連絡をしたものの徒步移動が困難となつたためにさらに119番通報し、その後捜索していたレスキュー隊によって救出されたが、低体温症で死亡した。

●いわて年末年始無災害運動の実施事項

（1）作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。

（2）作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。



⑧ その他の冬季特有災害の防止

● 関連する死亡労働災害

① 【平成28年度 岩手 激突され】

クローラクレーンの起伏ドラムに巻かれているワイヤーロープが乱巻きとなり、これを直していたところ、突然ジブが降下し、たわんでいたワイヤーロープが瞬時に張ったことによりワイヤーロープが弾け、頭部を直撃した。ハンガー内に雪が溜って凍り、ワイヤーの巻き取りができず、ドラムだけが回転したことにより乱巻となつたことが発端であった。

② 【令和5年度 北海道 はさまれ・巻き込まれ】

市委託の除排雪業務における雪捨て場での排雪ダンプの誘導員としてダンプの誘導を行っていた。ダンプが入場してきたため誘導しようと停車していた除雪ドーザーの後ろを移動したところ、除雪ドーザーが後退し、同時に被災者は転倒してしまったため、除雪ドーザーの右後部タイヤに頭部を轢かれた。

③ 【平成24年度 岩手 破裂】

凍結した水道管を解氷するため、解氷機（水蒸気を発生させて解氷する機械）をコンロで暖めていたところ、解氷機が突然破裂し、破片が頭部にあたった。

● いわて年末年始無災害運動の実施事項

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- (4) 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底
- (5) 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止

除雪作業における注意点

(1) 有資格者に作業を行わせる

除雪作業で車両系建設機械（トラクターショベル等）や車両系荷役運搬機械（ショベルローダー等）を使用する場合は、**有資格者**（それぞれ車両系建設機械運転者技能講習、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者等）に作業を行わせましょう！



(2) 死角に注意

除雪作業中に除雪車等の死角に労働者が立ち入る等により、除雪車等と接触する労働災害が起こらないよう、誘導員や監視人の配置、除雪車等の通行経路の定め、労働者の立入禁止箇所を定める等、作業計画を定めましょう！



⑨ 参考となる二次元コード等

・令和7年度いわて年末年始無災害運動 実施要綱

実施要綱の内容をご確認の上、冬季特有労働災害を防止するため、重点事項の実施に取り組みましょう！

岩手労働局

いわて年末年始
無災害運動



・令和7年度いわて年末年始無災害運動 リーフレット

実施要綱の概要について確認したい場合は、二次元コードを読み取り、リーフレットをご確認ください。

・令和7年度冬季転倒災害防止対策強化期間 リーフレット

岩手労働局では、冬季間における転倒災害防止のため、12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定めています。

岩手労働局
冬季転倒災害防止
対策強化期間



同期間における転倒災害防止対策への取り組み実施へのご協力をお願いいたします！

・SAFEコンソーシアム

増加傾向にある労働災害の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていきます。加盟は無料です。

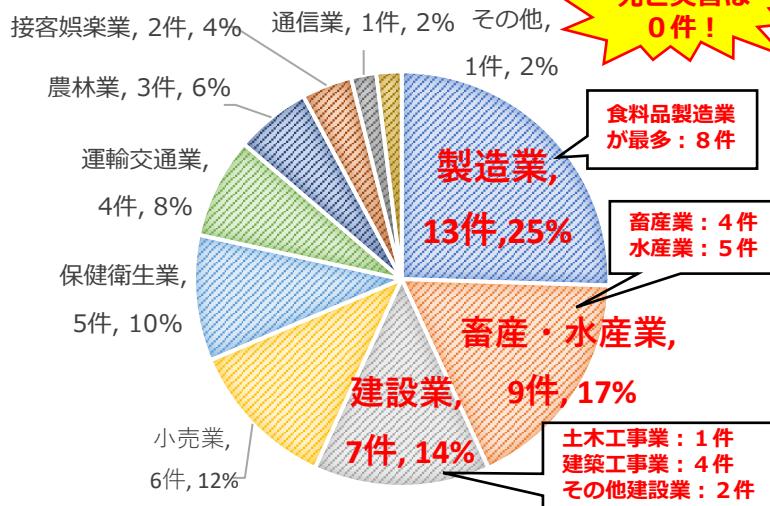
SAFE

コンソーシアム



⑩ 労働災害の発生状況（大船渡労働基準監督署管内：令和7年10月末時点）

業種別発生状況



死亡災害は
0件！

食料品製造業
が最多：8件

畜産業：4件
水産業：5件

土木工事業：1件
建築工事業：4件
その他建設業：2件

事故の型別発生状況

- 1位：転倒（13件）
- 2位：交通事故（7件）
- 3位：はざまれ・巻き込まれ（6件）
切れ・こすれ（6件）
- 4位：墜落・転落（5件）
激突（5件）
- 5位：激突され（4件）
動作の反動・無理な動作（4件）
- 6位：飛来・落下（1件）

令和7年10月末時点における大船渡労働基準監督署管内の労働災害発生件数は51件であり、前年の同月時点と比較して、2件（4.1%）増加しました。業種別にみると製造業、畜産・水産業、建設業の順に発生件数が多く、事故の型別では、転倒、交通事故、はざまれ・巻き込まれ、切れ・こすれの順に多くなっています。

リーフレットのお問い合わせ

大船渡労働基準監督署 監督・安衛課 安衛係

所在地：岩手県大船渡市大船渡町台13-14

電話：0192-26-5231

メール：oofunatorouki@mhlw.go.jp (受信専用) 大船渡監督署からのお知らせ

